

(その1)

# 収支報告書

令和2年分  
開催分

(ふりがな)

りっけんみんしゅとうさいたまけんだい12くそうしよぶ

1 政治団体の名称 立憲民主党埼玉県第12区総支部 /

2 主たる事務所の所在地 埼玉県熊谷市久保島1003-2

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
森田 俊和 /

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
栗原 馨 /

事務担当者の氏名

(姓) (名)  
田代 富保

(電話) 080-1180-1644 /

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

銀行コード				
0	0	6	4	4
0	0	6	4	4

団体コード				
1	0	0	7	4
1	0	0	7	4

収受	入力	枚数	
山本		15	0

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 森田 俊和
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,600,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,600,000
支 出 総 額	3,342,619
翌年への繰越額	257,381

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

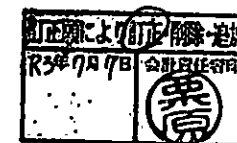
(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	600,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	600,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	600,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 /					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部 /	3,000,000 /	R2/11/6 /	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル / 3階	支部政党交付金 /
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	3,000,000			

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		2. 法人その他の団体 /	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	(株)三和商研 /	500,000	R2/12/15	熊谷市上之2919-5 /	松崎由香		
2	(株)三和サービス /	100,000	R2/12/15	熊谷市上之2919-5 /	松崎由香		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附	0					
	合計	600,000					



その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,365,245	0	
(2) 光 熱 水 費	50,765	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	312,756	0	
(4) 事 務 所 費	852,338	0	
小 計	2,581,104	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	63,852	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	697,663	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	697,663	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	761,515	0	
合 計	3,342,619		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳 /			項 目 別 区 分		2. 光熱水費 /	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気料金 /	13,747 /	R2/10/20	東京電力エナジーパートナー(株) /	東京都港区海岸1-11-1 /	
2	電気料金 /	13,511 /	R2/12/17	東京電力エナジーパートナー(株) /	東京都港区海岸1-11-1 /	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	23,507 /				
	合 計	50,765 /				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費 /		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務用品 /	42,709	R2/10/30/	(株)玉章堂 /	熊谷市問屋町3-1-13 /	
2	OPP /	72,600	R2/10/30/	(株)ピーアイピー /	熊谷市筑波1-157-2 /	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	197,447				
	合 計	312,756				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項 目 別 区 分			4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会合案内送付	11,508	R2/10/23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	電話・FAX料金	11,928	R2/10/27	ラディックス(株)	東京都千代田区飯田橋1-5-10	
3	ネットワークキー更新代	33,000	R2/10/30	アイジーシステム(株)	和歌山県海南市阪井1846-3	
4	電話・FAX料金	13,808	R2/11/27	ラディックス(株)	東京都千代田区飯田橋1-5-10	
5	電話・FAX料金	11,998	R2/12/28	ラディックス(株)	東京都千代田区飯田橋1-5-10	
6	コピーカウンター料金	21,065	R2/10/23	富士ゼロックス埼玉(株)	さいたま市中央区新都心11-2	
7	名簿データ修正	420,684	R2/11/30	(株)リードコンピュータサービス	深谷市小前田2373-26	
8	事務所家賃	80,000	R2/10/30	(有)ワドウ	熊谷市久保島1000	
9	事務所家賃	80,000	R2/11/30	(有)ワドウ	熊谷市久保島1000	
10	電話・コピー機リース料	29,260	R2/12/10	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麹町5-1-1	
11	事務所家賃	80,000	R2/12/30	(有)ワドウ	熊谷市久保島1000	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	59,087				
	合 計	852,338				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	街宣車ドライバー顔合わせ 会用お弁当	11,800	R2/12/23	ほっともっと熊谷広瀬店	熊谷市広瀬268-5	
2	事務所納会お弁当	17,490	R2/12/28	大正亭	熊谷市石原1-101	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		23,922				
合計		53,212				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費 /	
					旅費交通費 /	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		1,840				
合計		1,840				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費 /	
					組織対策費 /	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		8,800	-			
合計		8,800	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			4. 宣伝事業費 /	
行番号	支出の目的 /	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広告費 /	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	修正シール /	26,730	R2/10/30	タカラ印刷 /	熊谷市上根22 /	
2	看板データ /	22,000	R2/10/30	(株)ピーアイピー /	熊谷市筑波1-157-2 /	
3	看板代 /	74,800	R2/10/30	(株)ウッディー坂本 /	熊谷市石原1-132 /	
4	HPリニューアル代 /	308,000	R2/11/20	(株)ネットインパクト /	行田市栄町15-29 /	
5	看板代 /	19,800	R2/11/30	(株)ウッディー坂本 /	熊谷市石原1-132 /	
6	訂正シール /	29,920	R2/11/30	コスモプリンツ(株) /	行田市忍2-9-15 /	
7	HP管理料 /	30,690	R2/12/21	(株)ネットインパクト /	行田市栄町15-29 /	
8	看板代 /	92,510	R2/12/30	(株)ウッディー坂本 /	熊谷市石原1-132 /	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	28,888				
	合 計	633,338				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費 /		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	遊説費 /	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	街宣車修正シート代 /	52,800	R2/10/30	(有)宣伝社 /		熊谷市戸出481-1 /	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の支出		11,525 /					
合 計		64,325 /					

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無 /	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 政治資金監査報告書

令和3年5月24日

立憲民主党埼玉県第12区総支部

代表 森田 俊和 殿

登録政治資金監査人

本塚 菜之



登録番号 第2575号

研修修了年月日 平成21年7月6日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党埼玉県第12区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党埼玉県第12区総支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党埼玉県第12区総支部に係る振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

立憲民主党埼玉県第12区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党埼玉県第12区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上